

そう だん まど ぐち いち らん 相談窓口一覧

まずはお近くの社会福祉協議会へご相談ください！

福祉サービス利用援助事業（かけはし）の手続きの窓口はお近くの社会福祉協議会です

社 協 名	電話番号
広島市	(082) 264-6406
呉市	(0823) 25-0266
竹原市	(0846) 22-5131
三原市	(0848) 63-0570
尾道市	(0848) 22-2113
福山市	(084) 928-1353
府中市	(0847) 47-1294
三次市	(0824) 63-3340
庄原市	(0824) 75-0345
大竹市	(0827) 52-2211
東広島市	(082) 430-8867
廿日市市	(0829) 20-0294

社 協 名	電話番号
安芸高田市	(0826) 47-1131
江田島市	(0823) 27-8032
安芸郡	府中町 (082) 285-7278
	海田町 (082) 820-0294
	熊野町 (082) 855-2855
	坂町 (082) 885-2611
山県郡	安芸太田町 (0826) 32-2226
	北広島町 (0826) 82-2680
豊田郡	大崎上島町 (0846) 62-1718
世羅郡	世羅町 (0847) 22-3162
神石郡	神石高原町 (0847) 85-2330

成年後見制度の申立ての窓口は家庭裁判所です

名 称	電話番号	管轄区域
本 庁	(082) 228-0563	広島市、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市のうち八千代町、山県郡（安芸太田町、北広島町）、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、三原市のうち大和町
呉 支 部	(0823) 21-4992	呉市、竹原市、江田島市、豊田郡（大崎上島町）
尾道支部	(0848) 22-5286	尾道市、三原市（大和町を除く）、世羅郡（世羅西支所区域を除く）
福山支部	(084) 923-2806	福山市、府中市、三次市のうち甲奴町、神石郡、庄原市のうち総領町
三次支部	(0824) 63-5169	三次市（甲奴町を除く）、庄原市（総領町を除く）、安芸高田市（八千代町を除く）、世羅郡のうち世羅西支所区域

社会福祉法人
広島県社会福祉協議会
あんしんサポートセンター かけはし

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 TEL(082)254-2300 FAX(082)256-2228
http://www.hiroshima-fukushi.net/ 2025.4 改訂

あんしんサポートセンターかけはしは、広島県内の社会福祉協議会とともに、誰もが安心して生活していただけるようお手伝いをします。

そう だん
ご相談ください
「いつまでも自分らしく」を
ささ
支えます

ふく し り よう えん じょ じ ぎょう
福祉サービス利用援助事業
せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度

あんしん
サポートセンター
かけはし

社会福祉法人
広島県社会福祉協議会

このような^{こま}困りごと、ありませんか？



デイサービスを
利用したいけれど、
どうすればよいか
わからない。



生活費の計算や
公共料金の支払いが
自分一人では難しい。



通帳や印鑑をどこに
しまったかわからなくなり、
なくしてしまわないか不安。



施設に入りたいけれど、
身近に契約の手続きを
支援してくれる
人がいない。



放置したままの家や土地を
処分したいけれど、
手続きがよくわからない。

まずは ^{ちか}お近くの
^{しゃ かい ふく し}社会福祉 ^{きょう ぎ かい}協議会へ
^{そう だん}ご相談 ください

^{ふく し}福祉サービス利用援助事業 の利用によって…

^{しゃ かい ふく し きょう ぎ かい}社会福祉協議会の担当者が
^{り よう て つつ}利用手続きを支援してくれて、
デイサービスを利用できるよう
になりました。

^{しゃ かい ふく し きょう ぎ かい}社会福祉協議会の担当者と一緒に、
^{ひつ よう}必要な生活費を考え、お金の管理が
できるようになりました。

^{しゃ かい ふく し きょう ぎ かい}社会福祉協議会に通帳や
^{いん かん}印鑑を預けることで、
なくす不安がなくなりました。

^{せい ねん こう けん}成年後見制度（法定後見） の利用によって…

^{せい ねん こう けん にん とう}成年後見人等が、
^{か にやうしよ けいやく}代わりに入所契約を結び、
施設に入ることができました。

^{せい ねん こう けん にん とう}成年後見人等が、
^{か いえ と ち}代わりに家や土地を処分する
手続きをしてくれました。

福祉サービス利用援助事業については、3ページへ

成年後見制度（法定後見）については、5ページへ

福祉サービス利用援助事業(かけはし)

一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援する事業です。

Q どんな人が利用できるの?

A 認知症や障害などによって、自分一人で福祉サービスの利用などを決めることに不安がある人や、日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などが利用できます。

✳ 障害者手帳を持っていない人や認知症の診断を受けていない人も利用できます。

Q どんな支援をしてくれるの?

A 次の3つの支援があります。

支援内容	利用料
① 福祉サービスの利用手続きのお手伝い	1,500円/1回
② 生活に必要なお金の出し入れのお手伝い	
③ 通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり	2,000円/1か月 ※広島市を除く

✳ 契約を結ぶまでの相談は無料です。

✳ 生活保護受給者については、預かりサービス利用料のみの負担になります(広島市を除く)。

✳ サービス利用のために必要な実費については、ご本人の負担になります。

広島県では、福祉サービス利用援助事業のことを「かけはし」という愛称で呼んでいます。

Q 誰が支援してくれるの?

A 社会福祉協議会の専門員と生活支援員が支援します。

専門員

- ご本人の困りごとや希望にもとづいて、どのような支援をどれくらい行うかなど、どのような支援が良いか一緒に考えます。
- 契約後も、支援内容を変えたいときや心配ごとがあれば、相談にうかがいます。

生活支援員

- 契約内容にそって定期的にご本人のもとへうかがい、福祉サービスの利用手続きや預貯金の出し入れなどを支援します。

Q どうすればサービスを利用できるの?

A まずは、お近くの社会福祉協議会へご相談ください。

✳ 秘密は必ずお守りします。

✳ ご本人の意思にもとづき、ご本人とお近くの社会福祉協議会および広島県社会福祉協議会で契約を結び、支援を始めます。

かけはしでの支援が難しいときは…

ご本人、親族、関係機関などと話し合い、成年後見制度の利用などにつなげます。

成年後見制度については
次のページをご覧ください。

契約をやめたいときは…

ご本人の意思にもとづいて、いつでもやめることができます。

✳ 引越や長期入院で支援を続けることが難しくなったときは、契約を終わりにすることがあります。

✳ ご本人が亡くなられたとき、契約は終わりになります。預かり物はあらかじめ決めておいた「預かり物受取人」または「相続人」にお返しします。

成年後見制度（法定後見）

ものごとを適切に決めることが一人では難しくなった場合に、ご本人の思いを大切にしながら、財産や生活についての重要なことを決める人（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、ご本人が不利益にならないように守る制度です。

Q どんな人が利用できるの？

A 認知症や障害などによってものごとを適切に決めることが一人では難しくなり、財産管理や生活全般において支援が必要になった人が利用できます。

判断能力の程度によって、補助・保佐・後見の3つの制度があります。

Q どんな支援をしてくれるの？

A 訪問などにより、ご本人の状況に変化がないか見守りをします。

●ご本人の生活に必要な契約や費用の支払いの手続きをします。

（施設入所・病院の入院契約や福祉サービスの利用料の支払いなど）

●ご本人の財産を管理します。

（預貯金の管理や不動産の管理・処分、遺産相続の手続きなど）

補助・保佐・後見のいずれかによって支援内容が異なります。

Q どうすれば利用できるの？

A ①ご本人の住所地を担当する家庭裁判所に、必要な書類を整えて提出します。（以下「申立て」といいます。）

②申立てができる人は、ご本人、配偶者、四親等内の親族、市町長などです。

申立てから成年後見人等が決まるまでの期間は、3か月程度です。

Q 誰が支援してくれるの？

A 家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援します。

成年後見人等には、親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職や社会福祉協議会などの法人が選ばれることもあります。

Q 費用はかかるの？

A ①申立てるときに、原則として申立てに必要な書類の取り寄せや手続きに費用がかかります。

②支援開始後の成年後見人等への報酬の金額は、家庭裁判所がご本人の不利益にならないように決めます。

「かけはし」と「法定後見」の支援範囲の違い

	支援内容	かけはし	法定後見
日常生活に関すること	通帳や銀行印などの預かり	○	○
	福祉サービスの利用契約	△ (在宅サービスのみ)	○
	日用品の購入の同意・取消	×	×
	食事の支度や部屋の片づけ	×	×
療養・看護に関すること	入院・施設への入退所契約	×	○
	病院や施設での生活の見守り	×	○
	身元保証人、身元引受人	×	×
	病気やけがの治療や手術・臓器提供の同意	×	×

	支援内容	かけはし	法定後見
財産管理に関すること	不動産の処分や管理	×	○
	遺産分割	×	○
	消費者被害の救済手続き	×	○

遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚などに関することについては、かけはしや成年後見制度でも直接の支援はできません。

○ … 支援できる

△ … 一部支援できる

×

… 支援できない